

## ◆公売保証金を銀行振込で納付する場合

公売保証金を銀行振込にて納付される方は、以下の手続が必要となりますので、ご注意ください。また、お手続きにあたりましては、「熊谷市インターネット公売ガイドライン」を必ずご確認ください(下記1のURLから確認することができます。)

### 1 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書の提出

「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書」を以下のURLのページから印刷・記入・押印のうえ、熊谷市(下記送付先)にご提出ください。

(URL) <https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/somu/nouzei/oshirase/internetkoubaipdf.html>

熊谷市HP⇒トップページ⇒市政情報⇒組織・附属機関⇒総務部⇒納税課⇒お知らせ  
⇒インターネット公売の申込手続について

(送付先) 〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所総務部納税課 公売担当あて

- (1) 簡易書留郵便にて、参加申込期限までに熊谷市が確認できるように送付してください。
- (2) 保証金返還のための振込先口座は、参加申込者名義の口座を指定してください(熊谷市公金取扱金融機関の口座に限ります。)。なお、取扱金融機関は下記の(5)のとおりです。
- (3) 法人として参加される場合は、法人名義の口座としてください。
- (4) 印鑑(認印でも可、スタンプ印は不可)は必ず押してください(※捨印も、指定の欄の中に押してください。)
- (5) 取扱金融機関(各本店・支店)  
埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、  
武蔵野銀行、第四北越銀行、八十二銀行、東和銀行、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、  
熊谷商工信用組合、くまがや農業協同組合

※不動産の公売に参加する場合は、別途「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」の提出が必要になります。また、公売対象不動産が市街化区域内的の農地を含む場合は、さらに買受適格者証明書の提出が必要です。詳細は上記URLのページから、「不動産の公売に参加する場合」をご確認ください。

### 2 公売保証金の納付

熊谷市にて、「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書」を受領後、記載されているメールアドレスにメールを送信し、振込口座等をご案内します。メールを受信しましたら、必ず内容を確認してください。また、受信したメールの案内に従って、銀行振込等により公売保証金を納付してください。

- (1) 公売保証金の納付は、入札開始2開庁日前までに熊谷市が確認できるように行ってください。
- (2) 公売保証金を振り込んだ日から熊谷市が確認できるまでに3開庁日程度かかることがありますので、予めご了承ください。
- (3) 振込手数料は、公売参加者の負担となります。
- (4) 振込口座については、公売参加仮申込を行い、「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書」を提出された方に、追ってメールにてご案内します。

(5) 上記の開庁日には、土曜開庁を含みませんので、ご注意ください。

### 3 公売保証金を銀行振込にて納付された方の公売保証金の返還について

- (1) 落札者(最高価申込者)および次順位買受申込者(不動産の場合)以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。この場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者(最高価申込者)が代金を納付した場合などに返還します。この場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、およびインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後に返還します。この場合、返還まで中止後4週間程度かかることがあります。
- (4) 公売保証金を返還する場合、指定された公売参加申込者名義の口座へ熊谷市から振り込みます。
- (5) 公売参加申し込み後に入札しない場合も、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (6) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。